

2011.9.14

南牧村元職員の  
上告棄却を決定

新聞  
上毛

分限免職処分  
訴訟で最高裁

南牧村が勤務態度の乱れを理由に降任させた上、分限免職処分にしたのは違法として、元職員50代の女性Aが村に対し、処分の取り消しと慰謝料300万円の支払いを求めた訴訟の上告審で、最高裁第2小法廷(古田佑紀裁判長)は13日までに、原告の上告棄却と上告受理申し立ての不受理を決めた。決定は2日付。

原告の請求を退けた一審前橋地裁判決を支持し、控訴を棄却した東京高裁判決が確定する。